



# 戸籍・住民登録・印鑑

## 住所等に関する届出

問 市民窓口センター ☎28-6013

住所が変わるとき、あるいは変わった後に本人または同じ世帯の人(注1)が届け出ます。通知カードまたは個人番号カード(注2)を持参してください。

届出の種類	届出期間	必要なもの
転入届(他市区町村から引っ越してきたとき)	引っ越して14日以内に	他の市区町村が発行した転出証明書、本人確認書類(注3)(注4)
転居届(市内で引っ越すとき)	引っ越して14日以内に	本人確認書類(注3)
転出届(他市区町村・外国へ引っ越すとき)	あらかじめ提出することが可能	本人確認書類(注3)

(注1) 届け出る人が窓口に来られない場合は、代理の人に委任することができます。ただしその場合は記名押印した「委任状」が必要です。

(注2) 転居や転入に伴う個人番号カードの継続利用等は原則本人または同一世帯員に限られます。

(注3) 運転免許証や保険証など、通常ご本人しか持たない書類のことです。外国人の方は、在留カード(特別永住者の方は特別永住者証)を持参してください。

(注4) 特例転入の場合は、個人番号カードまたは住基カードが必要です。

## 住所の変更に伴う届出

住所の変更に伴って、届出をしなければならない場合があります。この表以外にも様々なケースがありますので、内容については各担当にお問い合わせください。

届出が必要な方	手続き	必要なもの
国民健康保険加入者	国民健康保険	健康保険証(転居・転出のとき)、みとめ印
75歳以上の人	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療被保険者証(転居・転出のとき)、負担区分等証明書(愛媛県以外から転入したとき)、みとめ印
要介護認定を受けている人	介護保険	受給資格者証(転入のとき)
0歳~中学生のお子さんがいる人	こども医療(医療費助成)	お子さんの氏名が確認できる保険証(転入のとき)、こども医療受給資格証(転居・転出のとき)、みとめ印



戸籍・住民登録・印鑑

## 戸籍等に関する届出

問 市民窓口センター ☎28-6013

種類	届出期間	届出人(注)	届出地	必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内(国外で生まれたときは3か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父または母</li> <li>同居者</li> <li>出産に立ち会った医師・助産師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子の本籍地</li> <li>出生地</li> <li>届出人の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届</li> <li>母子健康手帳</li> <li>届出人の印鑑</li> <li>児童手当請求者の保険証・振込口座</li> </ul>
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡者の親族</li> <li>同居者・家主・地主・家屋もしくは土地の管理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡者の本籍地</li> <li>死亡地</li> <li>届出人の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>
婚姻届	届出をした日より効力が発生	夫になる人、妻になる人	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫または妻になる人の本籍地あるいは所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届</li> <li>20歳以上の証人2名の署名</li> <li>未成年の場合は父母の同意書</li> <li>本籍地が市外の場合、夫および妻の戸籍謄本(全部事項証明)</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>
離婚届(協議離婚)	届出をした日より効力が発生	夫、妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦の本籍地</li> <li>届出人の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届</li> <li>20歳以上の証人2名の署名</li> <li>本籍地が市外の場合、夫婦の戸籍謄本(全部事項証明)</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>
転籍届	届出をした日より効力が発生	戸籍の筆頭者とその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい本籍地</li> <li>現在の本籍地</li> <li>届出人の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届</li> <li>戸籍謄本(全部事項証明)(市内での転籍は不要)</li> <li>届出人の印鑑</li> </ul>

(注) 戸籍の届出は24時間受付しています(川之江・新宮窓口センターは開庁時間内のみ)。届出人本人が提出することができないときは使者に提出を頼むこともできます。また届出にあたっては本人確認をさせていただくことがありますのでご協力ください。氏名の変更を伴う届出の際には、個人番号カードまたは通知カードをご持参ください。

### 窓口で取れる証明書

市民窓口センターおよび各窓口センターで取得できるおもな証明書と料金の一覧です。  
 証明書の交付にあたっては、申請者ご本人であることを確認させていただきます。ご協力ください。

証明書	料金	説明	請求できる人(注)
住民票の写し	300円	住所に関する証明書。	本人または同じ世帯の人。
記載事項証明書	300円		
戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)	450円	戸籍に関する証明書。 本籍地・筆頭者(戸籍のいちばん最初に書かれているひと)を正確に申請する必要あり。	本人、配偶者、直系の親族(ただし「身分証明書」は本人のみ、「届書写し」は届出人のみ)。
除籍謄抄本	750円		
改製原戸籍謄抄本	750円		
戸籍附票	300円		
身分証明書	300円		
届書写し	350円		
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録の印影等の証明。	印鑑登録証を持参した人。
納税(完納)証明書	300円	市税(市・県民税・軽自動車税・固定資産税)に関する証明。	納税者本人または同一世帯の親族。
所得(課税)証明書	300円		
固定資産評価額(公課)証明書	300円		
固定資産登録事項証明書	300円		
狩猟用証明書	300円		
非課税証明書	300円		
住宅用家屋証明書	1,300円		登録免許税の軽減を受ける人。

(注) 請求できる人が窓口に来ることができない場合、代理人に委任することができます(ただし記名押印した「委任状」が必要です)。  
 また「請求できる人」以外の人が、法律に定められた権利を行使するなどの目的で証明書を請求できる場合があります。  
 詳しくは市民窓口センターにお問い合わせください。

### 住民票の広域交付

全国の市区町村で、ご自身の住民票をとることができます。個人番号カード、住民基本台帳カード(住基カード)あるいは顔写真の付いた官公署発行の本人確認書類が必要です。ただし本籍地・筆頭者を記載することはできません。

戸籍・住民登録・印鑑

〈広告〉



## 株式会社 スズキ 自販愛媛

〒799-0721 四国中央市土居町上野2916-1  
**TEL(0896)74-5312** FAX(0896)74-5789



Instagram

---



## スズキ アリーナ 川之江

アリーナ川之江  ➤

〒799-0113 四国中央市妻鳥町166-1  
**TEL(0896)57-0151** FAX(0896)57-0289  
<https://www.suzuki.co.jp/dealer/38302018/>

営業時間: 9:00~19:00 / 定休日: 木曜日

新車、中古車、カーリース、車検、点検、修理、板金・塗装、各種保険



Instagram

## 印鑑登録

**問 市民窓口センター ☎28-6013**

四国中央市に住民票のある人は印鑑登録をすることができます(ただし満15歳未満あるいは成年被後見人を除きます)。

登録できるのは、一人一つの印鑑だけです。

また、ご家族で同じ印影の印鑑を登録することはできません。

### ■ 本人が窓口で申請するとき

運転免許証など官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類を持参した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録をしたい印鑑と運転免許証等を持参してください。</li> <li>申請の後、その場で印鑑登録証をお渡しします。</li> </ul>
保証人を立てる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録をしている人に保証人になってもらいます。</li> <li>保証人の方と一緒に登録したい印鑑を持って窓口に来てください(保証人は印鑑登録をしている印鑑、印鑑登録証、本人確認書類を持参してください。保証人が市外の人の場合、印鑑登録証明書も必要です)。</li> <li>印鑑登録証をお渡しします。</li> </ul>
それ以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録したい印鑑を持参してください。</li> <li>申請の後、市役所から照会書をお送りします(転送不要の簡易書留で発送します)。</li> <li>照会書が届いたら自宅で記入押印してください。</li> <li>登録したい印鑑と照会書を持参して窓口までお越しください。</li> <li>印鑑登録証をお渡しします。</li> </ul>

### ■ 本人が窓口に来られないとき

- 代理人が印鑑を持って窓口で申請をします。
- 本人の意思を確認するため市役所から照会書をお送りします(転送不要の簡易書留で発送します)。
- 本人が自宅で照会書に記入押印してください。
- 代理人は □照会書、□登録する印鑑、□代理人のみとめ印、□本人確認書類を持って窓口に来てください。
- 代理人に印鑑登録証をお渡しします。

## 住民基本台帳

**問 市民窓口センター ☎28-6013**

### 個人番号カード

個人番号カードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付きのカードです。本人確認の身分証明書やe-Tax等の電子申請等に利用できます。初回交付手数料は無料です。

### ■ 個人番号カードの申請方法

通知カードとともに送付された個人番号カード申請書に記入し顔写真を貼付して申請します。顔写真はサイズ縦4.5cm×横3.5cmで申請の6か月以内に正面、無帽、無背景で撮影してください。

#### ① 郵送による申請

申請書に顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵便ポストに投函

#### ② スマートフォンによる申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

#### ③ パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

### ■ 個人番号カードの受け取り方法

交付場所等をお知らせする交付通知書が市役所から届いたら、本人確認書類等必要な持ち物を交付通知書に記載された期限までに、記載された交付場所に、ご本人がお持ちいただくことで受け取ることができます。15歳未満あるいは成年被後見人はその法定代理人が同行してください。入院中等やむを得ない場合は代理人に委任できますが、診断書等ご本人が来られないことを証する書類や本人の顔写真付きの証明書などの提出が必要です。

### 公的個人認証サービス

公的個人認証は、所得税の確定申告など、パソコンを使って自宅から電子申請などを行う際に必要です。

受付窓口	市民窓口センターまたは各窓口センター
必要なもの	個人番号カード
手数料	200円



戸籍・住民登録・印鑑

# パスポートの申請・交付

問 市民窓口センター ☎28-6013

## パスポートの申請

パスポートの申請は平成20年より市民窓口センターで行っています。

▶ 申請時間 / 午前8時30分～午後5時



戸籍・住民登録・印鑑

申請の種類	必要なもの
新規 (初めて作る時・ 期限切れのとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄本または抄本1通(同じ戸籍にいる人が同時に申請するときは謄本1通で共用できます)</li> <li>証明書用写真1枚(注1)</li> <li>本人確認書類(注2)</li> <li>前回取得したパスポート(有効期限切れのとき)</li> </ul>
切替・記載事項変更 (期限内で切り替えるとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内のパスポート</li> <li>前回と本籍地の都道府県・氏名などに変更があれば戸籍謄本または抄本</li> <li>証明書用写真1枚(注1)</li> </ul>
増補	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期限内のパスポート</li> </ul>

(注1) 証明書用写真は「パスポート用」(縦45mm×横35mm)、無地の背景で無帽のもの。前髪が目にかかっているなどの場合、撮りなおしをお願いする場合があります。

(注2) 本人確認書類は、免許証、パスポート(有効期限内または失効後6か月以内)など官公署が発行した顔写真付き証明書でしたら一種類、それ以外の保険証などは二種類必要です。(例:健康保険証と年金手帳)

## パスポートの受け取り・手数料

パスポートは申請した日を含む平日で7日後から受け取れます。かならず申請者本人が取りに来てください(増補は代理の人に委任できます)。

▶ 受け取り場所 / 市民窓口センター

午前8時30分～午後5時15分(月水金)

午前8時30分～午後7時(火木)

種類	収入印紙	愛媛県証紙	合計	
新規・切替	10年有効(20歳以上)	14,000円	2,000円	16,000円
	5年有効(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
	5年有効(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更	4,000円	2,000円	6,000円	
増補	2,000円	500円	2,500円	

手数料は受け取りのときに納めてください。収入印紙・県証紙は市民窓口センターで販売していますので、事前にご用意いただく必要はありません。